

評価証明書、公課証明書 必要書類等

申請者	申請できる資産	評価証明	公課証明	必要書類等
所有者【個人】 ※生計を一にする同居の親族を含む。	所有している資産	○	○	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の 本人確認書類 ※ ¹ (3) 証明手数料 (1筆1棟1年度につき450円)
所有者【法人】 ※代表者が来庁	所有している資産	○	○	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)代表者の 本人確認書類 ※ ¹ (3) 証明手数料 (1筆1棟1年度につき450円)
所有者【法人】 ※従業員等が来庁	所有している資産	○	○	(1)申請書(委任状欄に記載が必要です※ ²) (2)申請者(従業員等)の 本人確認書類 ※ ¹ (3) 証明手数料 (1筆1棟1年度につき450円)
代理人【個人】	証明書取得について所有者の委任を受けた資産	○	○	(1)申請書(委任状欄に記載が必要です※ ³) (2)申請者の 本人確認書類 ※ ¹ (3) 証明手数料 (1筆1棟1年度につき450円)
代理人【法人】 ※納税義務者等が法人に委任し、当該法人の従業員等が来庁	証明書取得について所有者の委任を受けた資産	○	○	(1)納税義務者等から法人への 委任状原本 (2)申請書(委任状欄に、委任を受けた法人の記載が必要※ ²) (3)申請者(従業員等)の 本人確認書類 ※ ¹ (4) 証明手数料 (1筆1棟1年度につき450円)
代理人【司法書士等事務所】 ※納税義務者等が司法書士等の事務所に委任し、当該事務所の事務員等が来庁	証明書取得について所有者の委任を受けた資産	○	○	(1)納税義務者等から司法書士等への 委任状原本 (2)申請書(委任状欄に、委任を受けた司法書士等の記載が必要※ ⁴) (3)申請者(事務員等)の 本人確認書類 ※ ¹ (4) 証明手数料 (1筆1棟1年度につき450円) ※以下の申請もご確認いただき、各必要書類を添付してください。
相続人	所有者から相続した資産	○	○	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の 本人確認書類 ※ ¹ (3)所有者の 死亡及び相続関係が確認できる書類 ※ ⁵ (戸籍謄本・遺産分割協議書等) (4) 証明手数料 (1筆1棟1年度につき450円)
相続財産管理人	相続財産管理の対象となる資産	○	○	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の 本人確認書類 ※ ¹ (3) 相続財産管理人に選任されたことが確認できる書類 ※ ⁵ (相続財産管理人選任の審判書謄本等) (4) 証明手数料 (1筆1棟1年度につき450円)
納税管理人	納税管理の対象となる資産	○	○	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の 本人確認書類 ※ ¹ (3) 証明手数料 (1筆1棟1年度につき450円)

評価証明書、公課証明書 必要書類等

申請者	申請できる資産	評価証明	公課証明	必要書類等
包括受遺者・遺言執行者	所有者から相続した資産	○	○	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の本人確認書類 ^{※1} (3)遺言書(公正証書によらない場合は、遺言書情報証明書又は家庭裁判所の発行する検認済証明書も必要。) ^{※5} (4)遺言執行者選任審判書(家庭裁判所から選任された場合のみ) (5)証明手数料(1筆1棟1年度につき450円)
成年後見人	被成年後見人の所有する資産	○	○	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の本人確認書類 ^{※1} (3)登記事項証明書 又は 家庭裁判所の発行する審判書謄本及び審判の確定証明書 (4)証明手数料(1筆1棟1年度につき450円)
保佐人、補助人	被保佐人、被補助人の所有する資産	○	○	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の本人確認書類 ^{※1} (3)登記事項証明書 又は 家庭裁判所の発行する審判書謄本及び審判の確定証明書 ※「代理権の範囲」に証明の請求権の記載があるものに限る。 (4)証明手数料(1筆1棟1年度につき450円)
1月2日以降に所有者となった方【売買】	所有している資産	○	○	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の本人確認書類 ^{※1} (3)申請日時点で所有者であることが確認できる書類 ※所有権移転が確認できる登記事項証明書等。 ※未登記物件は、売買契約書と全額分の領収書等。 ※売買契約書のみ場合は委任事項の記載が必要 (4)証明手数料(1筆1棟1年度につき450円)
判決による登記申請者【確定判決】	所有している資産	○	×	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の本人確認書類 ^{※1} (3)確定判決の正本 (4)判決確定証明書 (5)証明手数料(1筆1棟1年度につき450円)
競落人【競売】	当該目的の資産	○	×	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の本人確認書類 ^{※1} (3)次の①～③のうちのいずれか ①代金納付期限通知書 ②売却許可決定謄本 ③差引納付代金の記載のある配当期日呼出状(競落人が債権者の場合) (4)証明手数料(1筆1棟1年度につき450円)
競落人【公売】	当該目的の資産	○	×	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の本人確認書類 ^{※1} (3)公売担当部局からの依頼文 又は 売却決定通知書 (4)証明手数料(1筆1棟1年度につき450円)

評価証明書、公課証明書 必要書類等

申請者	申請できる資産	評価証明	公課証明	必要書類等
訴訟等の申立人 (申立て手数料の算定に使用)	当該目的の資産	○	×	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の 本人確認書類 ^{*1} (3) 訴状、申立書等の写し (4)申請者が申立人でない場合は、 委任状(原本) ^{*6} (5) 証明手数料 (1筆1棟1年度につき450円)
任意競売の申立人 (担保不動産競売)	当該目的の資産	×	○	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の 本人確認書類 ^{*1} (3) 申立書の写し (添付書類含む) (4) 担保権の存在を証する文書 例)担保権の記載のある登記事項証明書 担保権の存在を証する確定判決 担保権設定契約書 担保権の存在を証する公正証書 等 (5)申請者が申立人でない場合は、 委任状(原本) ^{*6} (6) 証明手数料 (1筆1棟1年度につき450円)
強制競売(強制管理)の申立人	当該目的の資産	×	○	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の 本人確認書類 ^{*1} (3) 申立書の写し (添付書類含む) (4) 執行力のある債務名義の正本 (郵送請求の場合写し可) (5)申請者が申立人でない場合は、 委任状(原本) ^{*6} (6) 証明手数料 (1筆1棟1年度につき450円)
宅地建物取引業者	証明書取得について所有者の委任を受けた資産	○	○	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の 本人確認書類 ^{*1} (3)証明取得委任について記載された 媒介契約書 ^{*7} (原本) 又は 所有者から宅地建物取引業者への 委任状(原本) (4)従業員等が申請する場合は、従業員等への 委任状(原本) ^{*6} (5) 証明手数料 (1筆1棟1年度につき450円)
借地人	賃借している土地	○	○	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の 本人確認書類 ^{*1} (3) 申請日時点で借地人であることが確認できる書類 (賃貸借契約書、地代家賃領収書等) 又は 所有者本人からの 委任状(原本) ^{*6} (4) 証明手数料 (1筆1棟1年度につき450円)
借家人	賃借している家屋とその敷地	○	○	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の 本人確認書類 ^{*1} (3) 申請日時点で借家人であることが確認できる書類 (賃貸借契約書、地代家賃領収書等) 又は 所有者本人からの 委任状(原本) ^{*6} (4) 証明手数料 (1筆1棟1年度につき450円)

評価証明書、公課証明書 必要書類等

申請者	申請できる資産	評価証明	公課証明	必要書類等
弁護士・司法書士 (全国統一様式による申請) ^{※8}	当該目的の資産	○	×	(1)申請書(全国統一様式) (2)事務員等を使用者として申請する場合には、 <u>補助者証、事務員証、又は「事務員等何某を使用者として交付申請する」旨を記載した文書(使用者差向書)</u> (3)申請者の <u>本人確認書類</u> ^{※1} (4) <u>証明手数料</u> (1筆1棟1年度につき450円)
固定資産の処分する権利を有する者として地方税法に定められた方(管財人等) ^{※9}	当該資産	○	○	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の <u>本人確認書類</u> ^{※1} (3) <u>選任されたことを明らかにできる書類</u> 例)選任を証する裁判所からの書面 資格証明書 登記事項証明書 (4) <u>証明手数料</u> (1筆1棟1年度につき450円)

※1: 運転免許証、マイナンバー(個人番号)カード、パスポート、身体障害者手帳、健康保険の被保険者証 など

※2: 申請書の委任状欄は、別途委任状(法人から従業員へ)の添付がある場合は、記載不要です。

※3: 申請書の委任状欄は、別途委任状の添付がある場合は、記載不要です。

※4: 申請書の委任状欄は、補助者証、事務員証又は使用者である旨を記載した文書(使用者差向書)の添付がある場合は、記載不要です。

※5: 既に資産税課に現所有者の届出(死亡届提出時等に資産税課において行います)をしている場合は不要です。

※6: 委任状は、申請書の委任状欄に記載がある場合は、添付不要です。

※7: 媒介契約書に記載のある不動産についてのみ申請ができます。また、媒介契約の有効期間内の申請に限ります。有効期間を更新している場合は、①媒介契約書と同一の委任者の押印があり、②契約締結日、対象物件、委任者及び受任者等の記載により、当該契約の有効期間を更新していることがわかる「媒介契約更新申出書」等(有効期間内に申請日を含むもの)の書類を併せてご提示ください。

※8: 訴えの提起・仮差押の申立て・仮処分の申立て・調停の申立て・借地非訟の申立てを行う場合のみに限られます。

※9:

申請者	根拠法令
保全管理人	破産法第91条第2項、会社更生法第30条第2項、民事再生法第79条第2項 外国倒産処理手続きの承認援助に関する法律第51条第2項
管財人	会社更生法第42条第1項、民事再生法第64条第2項
金融整理管財人	預金保険法第77条第2項、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第11条第2項
破産管財人	破産法第74条
保険管理人	保険業法第242条第2項
預金保険機構	預金保険法第126条の5第1項
承認管財人	外国倒産処理手続きの承認援助に関する法律第32条第2項
管理人	農水産業協同組合貯金保険法第85条第2項